

令和3年度 三橋中学校部活動に係る活動方針

学校教育目標

『ゆたかに かこく たくましく』

2021年4月

さいたま市立三橋中学校

1 はじめに

学校の部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われている。生徒たちにとって部活動を通して交流したり、高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、その部活動の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験することは大変意義深いことである。そのことから部活動の教育的意義は大きく、生徒にとっての個性の伸長や規範意識の高揚、異年齢での人間関係の構築等において大きな役割を果たしている。また、日ごろの練習の成果を大会やコンクール等で発揮することにより、達成感や充実感又は悔しさなどを味わうことは、人間形成にとって重要な機会であり、三橋中学校の学校教育目標「ゆたかに かしこく たくましく」を具現化するための大切な教育活動の一つである。

「三橋中学校部活動に係る方針」は、部活動の意義や目的を改めて確認するとともに、生徒や保護者、指導者にとって安全で充実した活動として、部活動が適切に運営されることを目指します。

2 部活動の意義

生徒の興味関心を基に、スポーツや文化、科学等に親しませ、諸活動への意欲の向上や、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力に資するもの。

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は高く、生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活の実現のために効果をもたらすことが期待される。

また、部活動は教員にとっても、生徒とのコミュニケーションの中で授業では見られない生徒の長所や特徴を発見したり、良好な人間関係を形成したりする場として有効に活用することができるなど、重要な役割を担っています。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 活動計画の策定等

ア 部活動顧問は、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は「三橋中学校部活動に係る方針」を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況、学校施設の状況等を踏まえ、毎年度、「三橋中学校部活動に係る方針」を策定する。

イ 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるようにする。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で適切に行うことに留意するとともに、部活動に対して適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

4 部活動の設置数

本校に次の部活動を設置する

部活動名		部活動名	
軟式野球	男女	剣道	男女
陸上	男女	卓球	男子
ソフトテニス	男子		女子
	女子	吹奏楽	男女
バスケットボール	男子	科学	男女
	女子	美術	男女
バドミントン	男子	家庭科	男女
	女子	演劇	男女
サッカー	男女	生活	男女
バレーボール	女子		

5 活動時間、休養日の設定および活動計画

(1) 部活動終了時間及び完全下校時間 (平日)

期 間	部活動終了時間	完全下校時間
3月～市新人体育大会	18:00	18:15
市新人体育大会終了後～2月	17:15	17:30

※ なお、朝練習については、7:30～8:05を活動時間とし、顧問が活動場所にいることを条件に、週4日以内行うことができる。

(2) 休養日の設定や活動時間は、以下を基準とする。

- ア 学期中は、原則平日は少なくとも1日、土曜日・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- イ 1日の実質活動時間については、平日2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- ウ 大会（新人、学校総合、夏季・冬季大会）・コンクール等3週間前については、原則休養日を週当たり1日以上とする。また、1週間前については、30分程度の延長も認める。
- エ 休業日に練習試合等を実施した場合等については、活動時間が延長されることもやむを得ないこととする。ただし、常にそれを適用することはない。
- オ 定期テストの終了日についても、活動は行わないものとする。
- カ 長期休業中も学期中の休養日の設定に準ずるが、学校閉庁日等は、原則休養期間とする。
- キ 休養日については、保護者の要望なども取り入れながら設定する。